

平成 年 月 日

従業員各位

株式会社
総務部長

平成 27 年度の健康保険料率・介護保険料率について（お知らせ）

毎日のお仕事お疲れ様です。例年、3 月分（4 月支給分）給与より変更になる協会けんぽの健康保険料率・介護保険料率ですが、平成 27 年度については、下記の通り、変更時期がずれる可能性が高いとの公表がありました。また、現在のところ、保険料率がどのようになるか、決定されていないとのことです。詳細な情報がわかりましたら、改めてお知らせします。

記

1. 健康保険料率・介護保険料率の変更時期

例年：3 月分（4 月支給分）給与より変更

平成 27 年度：4 月分（5 月支給分）給与より変更

衆議院の解散に伴い政府予算案の閣議決定が例年より遅れたため

2. 平成 27 年度の健康保険料率・介護保険料率

現在のところ未定

以上